

地域密着型介護予防小規模多機能型居宅介護
小規模多機能センターさくらテラス

重要事項説明書

予防給付



当施設は介護保険の指定を受けています。
(松阪市指定 第 2490700149 号)

当施設はご契約者に対して介護予防小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」と認定された方が対象となります。要介護認定を受けていない方でもサービスの利用は可能です。

さくらテラス ご利用者の権利

- 独自の生活歴を有する個人として尊重され、プライバシーを保ち、尊厳を維持する権利。
- 生活や介護サービスにおいて、十分な情報が提供され、個人の自由や好みおよび主体的な決定が尊重される権利。
- 安心感と自信をもてるよう配慮され、安全と衛生が保たれた環境で生活する権利。
- 自らの能力を最大限に発揮できるよう支援され、必要に応じて適切な介護を継続的に受ける権利。
- 必要に応じて適切な医療を受けることについて援助を受ける権利。
- 家族や大切な人との通信や交流の自由が保たれ、個人情報が守られる権利。
- 地域社会の一員として生活し、一般市民としての行為を行う権利。
- 暴力や虐待および身体的精神的拘束を受けない権利。
- 生活や介護サービスにおいて、いかなる差別を受けない権利。
- 生活や介護サービスについて職員に苦情を伝え、解決されない場合は、専門家または第三者機関の支援を受ける権利。

1. 施設運営法人

(1) 法人名	社会福祉法人 慈徳会	
(2) 法人所在地	三重県北牟婁郡紀北町海山区上里堂の谷 227 番地 1	
(3) 電話番号	0598-28-8885	
(4) 代表者氏名	理事長 小倉 博之 (おぐら ひろゆき)	
(5) 設立年月	平成17年12月2日	
(6) 法人の理念	下記をご参照ください	
(7) 法人の運営施設 (介護保険事業)	特別養護老人ホームさくら園	[松阪市下蛸路町]
	グループホームさくら	[松阪市下蛸路町]
	老人保健施設さくらんぼ	[松阪市飯南町]
	多機能ホームさくら橋	[松阪市飯南町]
(障害者総合支援事業)	桃朋園(とうほうえん)	[紀北町海山区]
(その他福祉事業)	さくら保育園	[松阪市桜町]

■社会福祉法人慈徳会が掲げる理念

多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援する。

■さくらテラスの理念

『信頼』『笑顔』『歓喜』をもって地域社会に貢献する

2. ご利用施設

(1) 施設の種類	地域密着型小規模多機能型居宅介護
	松阪市第2490700149号 平成23年7月1日指定
(2) 施設の目的	住み慣れた地域で生活するために、介護保険法令に従い利用者が自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活支援を目的として、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせてサービスを提供します
(3) 施設の名称	小規模多機能センター さくらテラス
(4) 施設の所在地	三重県松阪市立田町絵図違786番地1
(5) 電話	0598-28-8885
	FAX 0598-28-8886
e-mail	sakura-t@mctv.ne.jp

- (6) 管理者 高山 美香
 (7) 計画作成担当 高山 美香
 (8) 開設年月 平成23年7月 1日
 (9) 入所定員 登録25名（通いサービス定員12名／1日、宿泊サービス定員7名／1日）

3. 居室の概要

※ 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考
宿泊室	7 室	個室
合計	7 室	宿泊室
主な設備		
デイルーム	1 室	
キッチン	1 室	
便所	3 室	
浴室	1 室	一般浴槽、リフト浴槽、機械浴槽あり
脱衣室	1 室	

※ 上記は、厚生労働省が定める基準により、指定小規模多機能型居宅介護事業所に必置が義務付けられている施設・整備です。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して**小規模多機能型居宅介護**を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉

※ 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	指定基準	員数	備考
1. 管理者	1名	1名	(兼務)
2. 介護支援専門員	1名	1名	(兼務)
3. 介護従事者	5名	7名	(通い・訪問・宿泊サービス)
5. 看護職員	1名	1名	(兼務)

〈営業日及び営業時間〉

1. 営業日 年中無休
2. 営業時間
 - ① 通いサービス（基本時間）7時～19時30分
(原則として7時から9時、17時から20時は家族送迎)
 - ② 宿泊サービス（基本時間）19時30分～7時
 - ③ 訪問サービス（基本時間）24時間

しかし、緊急時並びに必要時において柔軟に通い、訪問及び宿泊サービスを提供する。

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

(1) ご契約者に提供する基本サービス

I 定員

当事業所における登録定員は25名とする。

- 一、1日に通いサービスを提供する定員は15名とする。
- 二、1日に宿泊サービスを提供する定員は7名とする。

II 介護予防小規模多機能型居宅介護のサービス内容

指定小規模多機能型居宅介護の内容は次のとおりとする。

一、通いサービス

①日常生活上の援助

日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行う。

- ア、排泄の介助
- イ、移動の介助
- ウ、通院の介助等その他必要な身体の介護
- エ、養護(休養)

②健康状態の確認

③機能訓練サービス

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに利用者の心身の活性化を図るための各種サービス(アクティビティ・サービス)を提供する。また、外出の機会の確保その他利用者の意向を踏まえた地域社会生活の継続のための支援を行う。

- ア、日常生活動作に関する訓練(食事の準備・後始末・掃除等)
- イ、レクリエーション(アクティビティ・サービス)
- ウ、グループワーク

エ、行事的活動
オ、体操
カ、趣味活動(ドライブ、買い物等含む)
キ、地域における活動への参加

④送迎サービス

障害の程度、地理的条件等により送迎を必要とする利用者については専用車輛により送迎を行なう。また、必要に応じて送迎車輛への昇降及び移動の介助を行なう。

⑤入浴サービス

居宅における入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

- ・入浴形態

- ア、一般浴槽による入浴
 - イ、二人以上の介助員による入浴

- ・介助の種類(必要に応じて行う)

- ア、衣類着脱
 - イ、身体の清拭、洗髪、洗身
 - ウ、その他必要な介助

⑥食事サービス

- ア、準備、後始末の介助
- イ、食事摂取の介助
- ウ、その他必要な食事の介助
- エ、調理
- オ、提供時間

朝食： 8：00～ 8：40 地元と協議の上で要望あれば実施

昼食： 12：00～12：40

夕食： 17：40～18：20 地元と協議の上で要望あれば実施

二、訪問サービス

利用者が可能な限り住み慣れた地域、その居宅において自立した生活が継続できるよう、その利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、その居宅において必要な援助を行う。

三、宿泊サービス

利用者が可能な限り住み慣れた地域、その居宅において自立した生活が継続できるよう、その利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境、そして家族の身体的及び精神的負担を踏まえ、事業所において宿泊サービ

スを提供する。

四、相談、助言等に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言、申請代行を行なう。

ア、日常生活動作に関する訓練の相談、助言

イ、福祉用具の利用法の相談、助言

ウ、住宅改修に関する情報提供

エ、家族介護者教室の開催

オ、日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き

カ、家族・地域との交流支援

キ、その他の必要な相談、助言

(2) 介護保険のサービス料金

利用料金は1ヶ月ごとの包括費用です。(定額)

下記の利用料金によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払いください。(サービス利用料金は、ご契約者の要介護度によって異なります)

1.ご契約の要介護度と利用料金/日	要支援1 44,980円	要支援2 80,470円
2.うち、介護保険から給付される金額	40,482円	72,423円
3.サービス利用に係る自己負担金(1-2)	4,498円	8,047円

月ごとの包括料金ですので、契約者の体調不良や変化等により介護予防小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも少なかった場合、または多かった場合も、日割りでの割り引きまたは増額はありません。

☆ 月途中から登録した場合または月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割り計算した料金をお支払いいただきます。なお、この場合「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。

登録日・・・利用者が当事業者と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日

登録終了日・・・利用者と当事業所の利用契約を終了した日

加算（1日）について

介護予防小規模多機能型居宅介護に登録した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として下記の通り加算分に自己負担が必要となります。30日を越える入院をされた後に再び利用を開始した場合も同様です。

1.加算対象サービスとサービス料金	初期加算（30日まで）300円
2.うち、介護保険から給付される金額	270円
3.サービス利用に係る自己負担額 (1-2)	30円(1日あたり)

☆介護職員処遇改善加算について

算出根拠は以下の通りです。

C) 介護職員処遇改善加算(4.2%) (A+B) × 4.2% = C

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
参考 A) 介護保険一部負担(10%)	4,498	8,047	11,505	16,432	23,439	25,765	28,305
参考 B) 看護職員配置加算			700	700	700	700	700
C) 介護職員処遇改善加算(4.2%) (A+B) × 4.2% = C	189	338	513	720	1,014	1,112	1,218

（3）介護保険の給付対象とならないサービス

- 当事業所が提供する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用料は、法定代理受理サービスにあるときはその1割の額とする。
但し、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。
 - 食事の提供に要する費用 朝食 320円 昼食 540円 夕食 430円
おやつ 90円〔希望者のみ〕
 - 宿泊に要する費用 1泊につき2,400円
(部屋代 2,000円・管理費400円)
デジタルテレビ視聴料 1泊につき30円
 - おむつ代 実費

四、前各号に掲げるものの他、小規模多機能型居宅介護の中でされるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適當と認められる費用実費

- 2 前項の費用の支払を含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。また、併せて、その支払いに同意する旨の文書に、署名(記名押印)を受ける。
- 3 利用料の支払いは、原則として振替または振込みにより、指定期日までに受ける。

II レクリエーション

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことが出来ます。

III 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 15円

IV 日常生活上必要となる諸費用の実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適當であるものにかかる費用を負担いただきます。

例) おむつ、はくパンツ、尿とりパッド代は介護保険給付対象外となっていますので各自ご負担いただきます。

6 利用料金のお支払い方法

前記の料金・費用は、1か月ごとに計算しご請求します。翌月20日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は月額請求の基本料金を除き、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

① 口座振替

- ・三菱UFJニコスへの申し込みが必要です。利用者が指定する口座からの自動引き落としです。事務所でお申込みください。
事務手続きが完了するまでは下記指定口座への振り込みをお願いしております。

(振り込み手数料は各自ご負担いただきます)

② 指定金融機関へのお振込み

第三銀行 本店営業部 普通 3303081

口座名義 社会福祉法人慈徳会 さくらテラス 理事長 小倉博之
フクシマトカイ サクラテラス リジヂョウ オグチヒロユキ

- ※ 現金でのお支払いは防犯上の理由により、差し控えさせていただいております。

7 利用の中止、変更、追加について（契約書第6条参照）

☆介護予防小規模多機能型居宅介護サービスでは、介護予防小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ、契約者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービス、または宿泊サービスを組み合わせて介護を提供するものです。

☆ 利用日の前に、ご契約者の都合により、小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することが出来ます。この場合は原則として実施日の前日までに事業者に申し出てください。

☆ 利用料金は1ヶ月ごとの包括費用（定額）になるため、サービスの利用等を変更された場合も1ヶ月の利用料は変更されません。

☆ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する日時にサービスの提供が出来ない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議いたします。

☆ 月の途中で入院したり、または月の途中で登録された場合日割り計算で請求させていただきます。

8 介護予防小規模多機能型居宅介護計画について

介護予防小規模多機能型居宅介護サービスは、利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することが出来るよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス、及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。

事業者は、ご契約者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、ご契約者と協議の上で介護予防小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。計画内容及び評価結果等は書面に記載してご契約者に説明の上交付します。

9 医療の提供について

緊急時、医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療を受けることができます。

① 協力医療機関

医療機関の名称	おおたクリニック
所在地	松阪市下村町 993 番地
かかりつけ薬局	スマイル調剤薬局下村店
所在地	松阪市下村町 997 番地 3
救急搬送先	JA 三重厚生連 松阪中央総合病院 (福)恩賜財団 済生会松阪総合病院 総合病院 松阪市民病院

② 協力歯科医療機関

医療機関の名称	うえばやし歯科
所在地	松阪市豊原 24-5

10 苦情・相談の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情相談受付窓口担当者 高山 美香 (たかやま みか)

○苦情相談解決責任者 管理者 高山 美香 (たかやま みか)

○受付時間 通年 8:30~17:30

また、苦情受付ボックスを玄関受付に設置しています。

(2) 苦情処理の方法

(ア) 苦情の受付

苦情受付担当者は、利用者からの苦情を随時受け付けます。その際、次の事項を書面に記入し、苦情申し出人に確認します。(内容、希望、第三者委員会への報告の要否、第三者委員の話し合いへの立会い要否など)

(イ) 苦情受付の報告

苦情受付担当者は、受理した苦情を苦情解決責任者と第三者委員に報告します。

(ウ) 苦情解決の話し合い

苦情解決責任者は全職員による苦情解決会議を開催し、十分検討のう

え、苦情申し出人との話し合いによる解決に努めます。

(3) 当施設の第三者委員

大阪弁護士会所属 弁護士 矢吹 保博 氏
速水林業 代表 速水 亨 氏

(4) 行政機関その他苦情受付機関

松阪市役所	所在地	松阪市殿町1340-1
健康ほけん部介護保険課	電話番号	0598-53-4090
国民健康保険団体連合会	所在地	津市桜橋2丁目96
苦情処理専用電話	電話番号	059-222-4165

1 1 .運営推進会議の設置

当事業所では、小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告すると共に、その内容についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

【運営推進会議】

構成員；利用者、利用者の家族、地域住民の代表者（朝見地区連合自治会、漕代地区連合自治会、機殿地区連合自治会、西黒部地区連合自治会、東黒部地区連合自治会）、地域包括支援センター、民生委員、老人クラブ、地元サービス事業者、松阪市介護高齢課等

開催；隔月で開催

会議録；運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

1 2 事故発生時の対応について

事故が起こった場合事故報告書を作成し管理者に報告、外傷が合った場合は治癒まで経過観察し再発防止に努めます。また隨時全体会議で事故内容について検討し再発予防に努めます。必ずご家族に報告いたしますが、事故発生の状況によっては緊急搬送等行うことがございますがご了承下さい。

1.3 サービス利用にあたっての留意事項

- ☆ サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示ください。
- ☆ 事業所内の整備や器具は本来の用途に従ってご利用ください。これに版下ご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
- ☆ 他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- ☆ 所持金は、自己の責任で管理してください。
- ☆ 事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動・セールス行為はご遠慮ください。
- ☆ 記録の開示について
本人・家族の希望があればいつでも閲覧することができます。
また定期的に利用時の御様子などをケース記録（介護・看護日誌）を踏まえご報告させていただきます。

介護予防小規模多機能型居宅介護サービス

重要事項説明同意書

平成 年 月 日

指定介護予防小規模多機能型居宅介護提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名：(介護予防) 小規模多機能センターさくらテラス

説明者名 氏名 介護計画作成担当 高山 美香 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、**介護予防小規模多機能型居宅介護サービス**の提供開始に同意しました。

利用者 氏名

身元引受人 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

入所にあたり、原則として制限は設けておりません。常識の範囲内でお願いします。

(2) 面会

面会時間 8：30～20：00 (17：00～翌9：00までは門を施錠しますので、門の右側にあるインターホンを使用してください。)

※体調がすぐれない方や高熱を発している方の面会はご遠慮ください。

※来訪者は必ずその都度職員に届け出でください。また、来訪者全員のお名前を面会簿に記入してください。

※来訪時には手洗いや嗽、アルコール消毒にご協力ください。

※お酒の持ち込みはお断りいたします。生もの・お餅などはご遠慮ください。また、持ち込まれた場合には職員へ連絡してください。(食事量をチェックし、体調管理の目安にしているためです。)

(3) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。

(4) 施設・設備の使用上の注意

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、原状回復義務を負い、その費用をご負担いただくものとします。これは経年使用のうちに汚損した場合にも適用します。また、心身の不安定による興奮状態や認知症による興奮等において物品を破損・汚損した場合も原状を回復する義務を、理由の如何に問わず利用者本人及び連帯保証人におっていただくものとします。

例1) (心身状況の如何を問わず) テレビのリモコンを窓ガラスに投げて、リモコンも窓ガラスも破損した。⇒リモコン・窓ガラス両方を原状に復していただきます。

例2) 認知症の進行により洗面台を本来の目的での使用が不可能の内に、洗面台を詰まらせ、溢れた水により部屋中水浸しにして、畳を使用不能にした。⇒畳の交換など原状に復していただきます。

- ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当施設の職員や他の入所者に対し、宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。入館をお断ります。

(5) 喫煙

健康増進法施行により、施設内での喫煙はお断りしております。

(6) 持ち物

衣類や持ち物はすべて記名してください。高額な衣類やウールなど洗濯乾燥により縮みや変形が予想され、原状に復する事が出来ない物の使用はしないでください。また、現金は利用者本人には保管させないでください。
一切の責任を負いかねます。

2 損害賠償について

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかに、その損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

3 造作・模様替え等の制限

利用者及び連帯保証人は、居室に造作・模様替えをするときは、利用者又は連帯保証人は事業者に対して予め書面によりその内容を届け出て、事業者（当施設）の承認を得てください。

その造作・模様替えに要した費用および契約終了時の原状回復費用は利用者及び連帯保証人の負担とします。利用者及び連帯保証人は、事業者の承諾なく居室の錠を取り替えたり、付け加えたりすることもできません。利用者及び連帯保証人は、居室以外の施設内の造作・模様替え等をしてはなりません。

4. サービス提供における事業者の義務

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者が受けている要介護認定の有効期間満了日の30日前までに、要介護認定の更新申請のために必要な援助を行います。
- ④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者的心身等の情報を提供します。
また、ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

さくらテラス身体拘束廃止に関する指針

1、身体拘束廃止に関する理念

身体拘束とは、入所者または利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。

当施設では、入所者または利用者の尊厳を守りそして尊重し、拘束を安易に正当化せず、拘束廃止に向けた意識を全職員がもち、身体拘束を行わない介護の実践に努めます。

(1) 介護保険指定基準の身体拘束禁止の規定

「サービスの提供にあたっては、当該入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者（利用者）の行動を制限する行為を行ってはならない」としています。

(2) 緊急やむを得ない場合とは入所者（利用者）個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わない介護を実施することが原則となっています。しかしながら、以下の3つの要件すべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行ことがあります。

- ① 切迫性・・・利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ② 非代替性・・・身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
- ③ 一時性・・・身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

《身体拘束とは》

身体拘束とは、身体の自由や行動の自由を制限するようなことを総称する言葉です。

具体的には・・・

- 動き回らないように、車椅子やベッドに体や手足を縛ること
- 自分で降りられないように、ベッドを柵で囲むこと
- 点滴や栄養を摂るための経管栄養などのチューブを抜かないように手を固定したり、ミトン型の手袋をつけること
- 車椅子からずり落ちたり、立ち上がったりしないようにY字型のベルトや腰ベルトをつける
- オムツはずしなどを防ぐために介護衣（つなぎ服）を着せること
- 動き回ることを止めるために、薬を多量に使うこと
- 鍵のかかる部屋に閉じ込めること